

NUKU森の丘こども園 重要事項説明書

＜ 2023 年 4 月 1 日 現在 ＞

1 事業者

事業者の名称	社会福祉法人 浜木綿会
法人の所在地	和歌山県田辺市上屋敷二丁目14番25号
法人の連絡先	0739-22-8451 ・ 0739-34-3251
代表者氏名	理事長 山本 真大
設立年月日	平成2年（1990年）9月1日
定款の目的に定めた事業	認定こども園の経営
事業の目的	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づいて、心身ともに健やかに育成されるよう乳幼児期の教育・保育を行うほか、満3歳以上の子どもに対し幼保連携型認定こども園教育・保育要領に掲げる目標が達成されるよう、教育を行うことを目的とします。
保育理念	入園園児の心身ともに健やかな育成のため、最低基準を超えた設備及び運営の向上に努めます。また、児童福祉施設として「一人一人にとっての幸せ」を追求し、経済状態等にかかわらず、すべての子どもに分け隔てなく質の高い保育・教育を行い、入園園児、保護者及び地域への社会的責任を果たします。その際、よりよい「家庭環境」を支援するために利用される方に対して最善を尽くすことを誇りとします。

2 特定教育・保育を提供する施設について施設の概要

施設の種類	幼保連携型認定こども園							
名称	NUKU森の丘こども園							
所在地	和歌山県田辺市上屋敷二丁目14番25号							
施設の連絡先	0739-22-8451 ・ 0739-34-3251							
施設長氏名	園長 原口 則子							
認可又は認証年月日	令和3年4月1日							
教育・保育目標	<p>私たちの目指す「素晴らしい子ども」とは、健康で、頭がよくて、幸せで、社会性があり、情緒が安定していて、道徳的で、好奇心に満ちた、愛される子どもです。</p> <p>自分を大切に、人を大切にする子どもとなるように、子ども自身が本当に心から満足して遊べる保育を目指します。</p>							
利用定員	年齢区分	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
	1号	－人	－人	－人	4人	5人	5人	14人
	2号・3号	6人	9人	9人	12人	12人	12人	60人
	合計	6人	9人	9人	16人	17人	17人	74人
取扱う保育事業の種類	延長保育事業、預かり保育事業、子育て支援事業							
第三者評価の概要	実施していません							
開設年月日	<p>紀南幼稚園開設：昭和39年11月16日</p> <p>扇ヶ浜保育所開設：昭和45年10月1日</p> <p>扇ヶ浜保育所民間委譲：平成2年4月1日</p>							

3 施設の概要

敷地	1,581 m ²																								
建物	木造平屋建 473 m ²																								
施設の内容	<table> <tr> <td>乳児室・ほふく室</td> <td>45 m²</td> <td>2 室</td> </tr> <tr> <td>保育室</td> <td>45 m²等</td> <td>3 室</td> </tr> <tr> <td>遊戯室（ホール）</td> <td></td> <td>1 室</td> </tr> <tr> <td>幼児用トイレ</td> <td></td> <td>12 個</td> </tr> <tr> <td>調理室</td> <td></td> <td>1 室</td> </tr> <tr> <td>調乳室</td> <td></td> <td>1 室</td> </tr> <tr> <td>事務室</td> <td></td> <td>1 室</td> </tr> <tr> <td>医務室</td> <td></td> <td>1 室</td> </tr> </table>	乳児室・ほふく室	45 m ²	2 室	保育室	45 m ² 等	3 室	遊戯室（ホール）		1 室	幼児用トイレ		12 個	調理室		1 室	調乳室		1 室	事務室		1 室	医務室		1 室
乳児室・ほふく室	45 m ²	2 室																							
保育室	45 m ² 等	3 室																							
遊戯室（ホール）		1 室																							
幼児用トイレ		12 個																							
調理室		1 室																							
調乳室		1 室																							
事務室		1 室																							
医務室		1 室																							
設備の種類	組立式プール、空気清浄機付冷暖房機、																								
安全保障	日本スポーツ振興センター 災害共済給付 施設賠償責任保険																								
その他	園庭 1,108 m ² 幼児用総合遊具、乳児用総合遊具																								

4 職員体制

職 種	常 勤	非常勤	合 計
園長	1 人		
副園長	1 人		
主幹保育教諭	1 人		
指導保育教諭	1 人		
保育教諭	10 人	6 人	

保育補助		1 人	
調理員	1 人	3 人	
運転手		3 人	
事務員	1 人		
計	16 人	12 人	28 人

5 利用定員ごとの提供する日及び時間並びに提供を行わない日

【1号認定子ども（教育標準時間認定）】

提供する曜日	月曜日 ～ 金曜日	
保育時間	教育標準時間	09 時 00 分 ～ 15 時 00 分（06 時間）
預かり保育	保育時間	朝：07 時 30 分 ～ 09 時 00 分
		夕：15 時 00 分 ～ 19 時 00 分
		土曜：07 時 30 分 ～ 19 時 00 分
休園日	土曜日、日曜日、国民の祝日	
	年末・年始（12 月 29 日～01 月 03 日）	
	夏季（08 月 01 日～08 月 25 日）	
	冬季（12 月 25 日～01 月 07 日）	
	春季（03 月 25 日～04 月 08 日）	

【2号・3号認定子ども（保育認定）】

提供する曜日	月曜日 ～ 土曜日	
保育時間	保育標準時間	07 時 30 分 ～ 18 時 30 分（11 時間）

	保育短時間	08時30分～16時30分(08時間)
延長保育	保育標準時間	夕:18時30分～19時00分
	保育短時間	朝:07時30分～08時30分
		夕:16時30分～19時00分
休園日	日曜日、国民の祝日	
	年末・年始(12月29日～01月03日)	

6 利用料等

利用者負担	利用子どもが居住する市町村が定める利用者負担(保育料)			(月額保育料)
特定負担額(上乘せ)	施設維持費	1号	入園時1回	30,000円
	入園手数料	1号	入園時1回	2,000円
実費徴収	給食主食費	1号、2号	月額	500円
	給食副食費	1号、2号	月額	4,500円
	1号認定こどもの休業期間は、登園しない日数分の副食費は徴収しない			
	スクールバス代	バス利用者	利用者	1,000～6,000円
	車両管理費、燃料費、安全対策費及び保険料等			
	教材費	1号、2号	購入時	5,000円程度
	製作活動で利用するクレヨン、自由画帳及び粘土等の購入費用			
	帽子代	全園児	年1回	1,000円
	保護者会費	全園児	月額	500円
	絵本代	3、4、5歳児クラス	月額	300円
	絵本代440円の内、140円は園が負担いたします			
その他	1号認定子どもの 預かり保育に係る費用		30分当たり	50円
			長期預かり保育も同じ	
	2号・3号認定子どもの 延長保育に係る費用		30分当たり	50円
	・但し、2024年3月31日まで以下1号認定子どもの利用時間を無料とする。 提供する曜日：月曜日～金曜日の8:30～9:00及び15:00～15:30			

7 支払方法

月額保育料 主食費・副食費 スクールバス代 教材費、帽子代、絵本代 預かり、延長保育費用	原則口座振替払(毎月月末締め翌月20日に引落し。)にてお願いしております。 口座振替払の申し込みが間に合わなかった場合等、現金払にてお願いいたします。
施設維持費 入園手数料	当日現金払にてお願いしております。
保護者会費	原則口座振替払(毎月月末締め翌月20日に引落し。)にてお願いしております。 口座振替払の申し込みが間に合わなかった場合等、現金払にてお願いいたします。

○滞納があった場合の取扱について

上記に掲げる保育料等の支払について滞納があった場合には、過去のお支払状況等を考慮し、本園の判断により原則として連続 2 ヶ月滞納があった場合は、退園とさせていただきます。

8 提供する特定教育・保育の内容

<p>子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、利用子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育を提供します。</p>

昼食・おやつ・補食	保護者の方へは、毎月月末に翌月の献立表をお配りします。
アレルギー等への対応	使用する食材の中でアレルギーなどにより食べられないものがありましたら、事前に御連絡ください。御相談の上、除去するなどの対応をとりますが、調理設備等の都合により「完全除去」には対応できませんのでご了承ください。
衛生管理等	調理師及び調乳担当保育士は、毎月検便を行っています。 毎年 1 回、特定給食施設等調査指導を受けております。 (直近年度 指導事項なし)

9 年間行事予定

別紙年間行事予定表のとおり

10 利用の開始及び終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項

利用者の内定	【1号認定子ども】：施設の管理者が定めた選考方法による 【2号・3号認定子ども】：市が行う利用調整による
利用決定	利用承諾書による
退園理由	1号・2号・3号認定子どもに該当しなくなったとき（卒園を含む。） 保護者から退園の申出があったとき 利用継続が不可能であると市が認めたとき その他、利用継続の重大な支障又は困難が生じたとき

11 こども園のご利用に際し留意していただきたいこと

欠席する場合 又は登園時間が遅れる場合	当日に欠席の連絡をする場合又は登園が遅れる場合は、9 時までにご連絡願います。 出席確認と給食人数確認の為、ご協力をお願いします。
お迎えが遅れる場合	お迎えが遅れる場合は、お迎え予定時刻までにご連絡願います。 体調がすぐれない時等、少しの時間であればご連絡せずに待たせて頂く場合等があります。
迎えの方が予定と変わる場合	登園の際、口頭もしくは連絡帳で伝えるか、急に変更になるときは、必ず電話連絡をしてください。 連絡がない場合は、お迎えに来られてもお子さんを引き渡すことができない場合がありますのでご了承ください。
毎朝の体温等の確認	登園前に必ず体温や健康状態等の確認を行ってください。
感染症について	別紙、感染症一覧表に記載の感染症にかかった場合は、登園の目安をご理解頂き、登園停止期間を経過してから登園してください。

	他の園児や職員への感染拡大予防にご協力ください。
発熱のある場合について	熱が 37.5 度以上ある場合は、登園を控えてください。元気がない、機嫌が悪い、食欲がない、24 時間以内に 37.5 度以上の熱が出ていた等の症状がある時は登園を控えてください。
投薬について	医師の処方を受けた薬に限り、医師の指示に基づき投薬を行うことができます。 与薬依頼書を記載頂き、処方薬の説明書と共に職員に“必ず手渡し”をお願いします。 バス通園の場合も、添乗の職員に手渡しをお願い致します。
延長保育が必要な場合	毎年度 4 月に「預かり保育・延長保育・土曜保育希望確認書」にてお申し込みください。 職員配置とおやつ人数確認の為、ご協力をお願いします。
土曜保育が必要な場合	毎年度 4 月に「預かり保育・延長保育・土曜保育希望確認書」をご提出の上、毎週木曜日 19 時までに土曜保育申込をお申し込みください。 職員配置と給食人数確認の為、ご協力をお願いします。

12 学校医・嘱託医

医療機関等の名称	赤ちゃんこどものクリニック Be
学校医名	番 浩
所在地	田辺市たきない町 32-6
電話番号	0739-33-7918

13 学校医・嘱託眼科医

医療機関等の名称	よしい眼科
学校医名	吉井 稔章
所在地	田辺市上の山一丁目 14-34
電話番号	0739-33-7080

14 学校歯科医・嘱託歯科医

医療機関等の名称	坂本歯科医院
学校歯科医名	坂本 一彦
所在地	田辺市中屋敷町 24-11 自在館 2F
電話番号	0739-24-8888

15 学校薬剤師・嘱託薬剤師

医療機関等の名称	田辺市学校薬剤師会 副会長
薬剤師名	山下 真経
所在地	田辺市あけぼの 55-8-2
電話番号	NUKU 森の丘こども園までご確認ください

16 緊急時の対応方法

<p>(1) 保育中に容体の変化等があった場合は、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡をし、学校医又は主治医へ連絡を取るなど必要な措置を講じます。</p> <p>(2) 保護者と連絡が取れない場合には、乳幼児の身体の安全を最優先させ、当園が責任を持って、しかるべき対処を行いますので、あらかじめ御了承願います。</p>
--

【管轄する消防署】

消防署名	田辺市消防本部
所在地	和歌山県田辺市新庄町 46 番地の 119
電話番号	0739-22-0119

【管轄する警察署】

警察署名	田辺警察署
所在地	和歌山県田辺市上の山一丁目 2 番 15 号
電話番号	0739-23-0110

17 非常災害時の対策

消防計画作成 (変更) 届出書	田辺市消防本部 令和 4 年 1 月 19 日届出 防火管理者 氏名 山本 真大	
避難訓練	火災、地震及び津波を想定した避難訓練 (月 1 回) を実施します。	
防災設備	児童火災報知設備・火災通報設備・非常警報設備	
避難場所	第 1 避難場所	NUKU 森の丘子ども園 園庭
	第 2 避難場所	紀南文化会館
緊急時の連絡手段	電話、園内 SNS (LINE BAND) 、Facebook での情報提供 等	

18 保育内容に関する相談・要望・苦情

(1) 本園相談・苦情担当

ご利用相談窓口	・受付担当者	岩見 絵理子
	・ご利用時間	9 時 00 分 ~ 17 時 00 分
相談・苦情解決責任者	・TEL	0739-22-8451
	・FAX	0739-34-3251
担当者が不在の場合は、本園職員までお申し出ください。		
第三者委員	濱 中 麗 子	TEL 0739-22-8451
		役職・肩書等 副園長
第三者委員	片 山 純 一	TEL 0739-25-3881
		役職・肩書等 会社員

【要望・苦情等への対応方法】

要望・苦情等の内容を受け付けた場合には、要望・苦情等の内容を記録し、必要な改善を行い、市に報告をします。

【本園以外に、区市町村の相談・苦情窓口があります。】

ご利用相談窓口	田辺市 子育て推進課 保育係
	所在地 和歌山県田辺市高雄 1 丁目 2 3 - 1
	TEL 0739-26-4904

19 賠償責任保険の加入状況

本園では、以下の保険に加入しています。賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

保険の種類	災害共済給付
保険の内容	日本スポーツ振興センター 災害共済給付
保険金額 (補償限度額)	負傷：医療費総額 5,000 円以上で医療保険並の療養費 疾病：医療費総額 5,000 円以上で医療保険並の療養費 障害：88 万円～4,000 万円 死亡：3,000 万円

保険の種類	施設賠償責任保険
保険の内容	損保ジャパン日本興亜株式会社 施設賠償責任保険 施設等の構造上の欠陥や管理の不備による事故や行事等での不注意による事故等
保険金額 (補償限度額)	1 名につき 身体 100,000 千円 1 事故につき 身体 500,000 千円、財物 50,000 千円

20 個人情報の取り扱い

<p>特定教育・保育の提供に当たって、職員及び職員であった者が知り得た個人情報や秘密は、法令による場合を除く他、保護者の同意を得ずに第三者に提供することはありません。</p>

21 保護者会について

年に 2 回の保護者会総会や、年 3 回程度の保護者会行事や年 2 回の集金日を予定しています。
 こども園からは行事やできごと、今後の予定、理事会の内容等についてお知らせしています。
 また、保護者の皆様から御意見もいただく場としています。

22 園からのお願い

子どもの最善の利益と幸福を優先する為に、0 歳から就学前の子どもたちの心身の発達について、同じ情報を持ち、互いに理解・協力し合って教育・保育を進めていきたいと思っています。

子どもたちは、たくさんの人に出会い、たくさんの人に愛され、認められ、自己肯定観を持つ意欲的な人格が育っていきますので、ご家庭と NUKU 森の丘こども園が一体となって、子育てができればと思っております。

■本園の利用にあたっては、以下の事項にご協力ください。

- ・子育てに悩みはつきものです。
 決して「自分だけが思うようにできない」と考えず、「だれかに聞いてほしい！」「こんな時はどうすればいいの？」、と言う時はお気軽に職員にご相談ください。
- ・園の敷地内はすべて禁煙です。
- ・利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。
- ・個人情報保持のため、園児、行事や園内写真等のインターネット上への掲載は厳禁です。各ソーシャルメディア等の利用規約を十分に検討した上で、公開範囲などに十分注意してください。

23 その他

NUKU 森の丘こども園は 2024 年 1 月 1 日、和歌山県田辺市新庄町地内への移転を予定しております。

当該重要事項説明書に定めるもののほか、入園、利用に当たっての詳細な留意事項等については、別途本園が作成する入園のしおり・パンフレットにおいて提示するものとし、他に児童票、連絡先カード等に記入して提出をお願いいたします。

本園における保育の提供を開始するに当たり、本書面にに基づき重要事項の説明を行いました。

園名：NUKU 森の丘こども園

説明者 職名：園長 氏名：原 口 則 子

お子様の写真や動画をホームページ・Facebook や園内おたより等に掲載することについてご意向をお聞かせください。

(○をつけてください)

承諾する 承諾するが掲載前に確認したい 内容を確認の上検討する 承諾しない

その他 ()

個人情報使用同意書

下記の児童及びその保護者等に係る個人情報については、以下の目的のために必要最小限の範囲において使用することに同意します。

- ・小学校等への円滑な移行・接続が図られるよう、卒園にあたり入学する予定の学校等との間で情報を共有すること。
- ・その他教育、保育施設（認定子ども園、幼稚園又は保育所）へ転園する場合その他兄弟姉妹が別の施設等に在籍する場合において、他の施設との間で必要な連絡調整を行うこと。
- ・緊急時において、病院その他関係機関に対し必要な情報提供を行うこと。

社会福祉法人 浜木綿会

NUKU 森の丘こども園 園長 原 口 則 子 行

年 月 日

私は、本書面に基づいて NUKU 森の丘こども園の利用に当たっての重要事項説明を受け、重要事項説明書及び個人情報の使用に同意しました。

(保護者氏名) _____ 印

(園児名) _____
